

受講料無料

『インボイス制度説明会』

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。インボイスは、税務署に登録した課税事業者である「適格請求書発行事業者」（インボイス登録事業者）しか発行できません。

本セミナーでは、インボイス制度の概要をわかりやすく説明するとともに、免税事業者の方にする影響など小規模な事業所の方にごそ聞いていただきたい内容となっています。

第一弾

■日時：令和4年9月16日 **金**
14:00～15:30

第二弾

■日時：令和4年9月21日 **水**
10:00～11:30

■会場：垂井町商工会館2階会議室
（垂井地区まちづくりセンター）

〒503-2121
岐阜県不破郡垂井町1546-4
TEL 0584-22-0390

■講師：大垣税務署職員

一般消費者とのお取引が多い方
（例）飲食業・小売業・理美容業
建築関係で一人親方など
必見！！

※「お客様のほとんどが一般消費者であるという方はインボイス制度による影響が少ないと言われていますが、インボイス登録した方がよいケースがないか確認しましょう。

※個人（一般消費者）の方と取引をする時の影響はあるの？今まで通り免税事業者と取引をした場合はどんな影響があるの？など、疑問に思った方は是非ご参加下さい。

免税事業者の方は必ずご聴講ください。

受講申込書

※切り取らずにFAXしてください

垂井町商工会 行

申込締切日：9月12日迄

FAX 0584-22-3734

TEL 0584-22-0390

9月 16日 or 21日 参加します。 （ご希望の日に○を付けてください）

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

垂井町商工会

〒503-2121 岐阜県不破郡垂井町1546-4

TEL: 0584-22-0390 FAX: 0584-22-3734

主催：垂井町商工会 協力：垂井町青色申告会